

中村会計だより 冬号



手形・小切手のこれから

1. 手形・小切手の廃止／電子化について

全国銀行協会は、手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画で、**2026年度末までにすべての手形・小切手の交換枚数をゼロ**にする目標を掲げており、政府も2026年の**約束手形・小切手の利用廃止**を提言しています。そのため、2026年までに**でんさい**やインターネットバンキングによる振込に切り替えをする必要があります。

～“でんさい”とは？～

“電子記録債権”の略語で、手形の作成や交付・保管のコスト、紛失や盗難のリスク、分割不可等の問題点を解決する新たな金銭債権です。“でんさい”のメリットとして下記3点が挙げられます。

1. 発生記録

支払や受取にあたって、対面や郵送・印紙が不要となります。

⇒支払側企業の立場として、事務効率化やコスト削減等を実現できます。

現在、タブレット・スマートフォンで利用できるサービスも準備中です。

2. 譲渡記録

受取った債権を、必要に応じて自由な金額に分割して譲渡や割引が可能になります。

3. 支払記録

支払期日になると、自動的に引き落とし・入金されます。

⇒受取側企業の立場として、支払期日に資金化されるため資金繰りの計画が立てやすくなったり、金融機関への取立依頼が不要になったりします。

～導入の流れ～

- | | |
|-------------------|--|
| STEP 1. 案内文書が届く | 手形に代えて、でんさいで支払いたい旨の案内文書が納入先から届きます。 |
| ↓ | |
| STEP 2. 導入検討・社内決定 | コストメリットの試算、社内事務・会計手順等を確認し、導入について検討し、社内決定します。 |
| ↓ | |
| STEP 3. でんさい契約・回答 | 取引金融機関と契約を締結し、利用者番号（英数字9文字）を取得。納入先に“利用者番号”と“口座情報”を回答します。 |
| ↓ | |
| STEP 4. 導入準備・受取開始 | 取引金融機関から提供されたマニュアルを参考にでんさいの初期設定を行います。 |

2. 約束手形等の交付から満期日までの期間の短縮について

中小企業庁及び公正取引委員会は、現在まで、繊維業は90日、その他の業種は120日を超えるサイトの手形等を下請け法が規制する“割引困難な手形”等に該当する恐れのあるものとして指導してきました。その中で、2024年11月以降、交付から満期日までの期間が60日を超える約束手形、電子記録債権、一括決済方式についても、行政指導の対象とする運用が新たに始まります。

◎手形払い（サイト60日）の例 ※月末締め翌月末手形払いの場合



税務相談チャットボットへの相談開始について

令和6年10月3日に国税庁より、税務相談チャットボットによる年末調整に関する相談の開始について、公表がありました。従業員の方が年末調整に関する各種申告書を作成される際に、問い合わせの多い項目について、税務相談チャットボットは対応しています。ぜひご活用ください。

※チャットボット

“チャット(会話)”と“ロボット”を組み合わせた言葉で、質問をメニューから選択するか、文字で入力をする人工知能(AI)を活用して自動で回答してくれるもの

例えば・・・

- ・令和6年分の税制改正に関すること
- ・年末調整で適用される控除に関すること
- ・年末調整の各種申告書の内容、書き方、添付する書類に関すること
- ・マイナポータル連携などによる年末調整の手続きの電子化に関する質問
- ・転職や育児休業取得などの場合に、その方の状況に応じて行う年末調整の手続きに関すること
- ・年末調整の流れ(年税額の計算)や過不足額の清算に関する質問 など

経営セーフティ共済の改正について

～経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)とは～

取引先事業者が倒産した際に、中小企業自らが連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐため、共済金の貸付を受けられる制度です。無担保・無保証人で掛金の最高10倍(上限8千万円)まで借入でき、掛金は損金または必要経費に算入できます。

～加入者の共済への加入理由や加入状況(中小企業庁調べ)～

「税制上の優遇措置があるため」を加入の決め手と選んだもの約30%

(回答2,228件のうち822件)

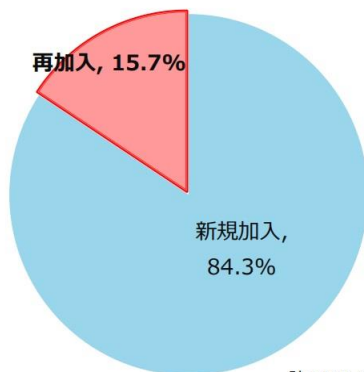
「税制上の優遇措置のみ」を加入の決め手としたものが約20%(全1,473名のうち334名)

⇒⇒⇒ 全体の約20～30%が節税目的による加入者

また、令和2年から令和4年における加入者のうち、再加入者は約16%。再加入者のうち、2年未満に再加入するものが約83%を占めています。(下図参照)

節税効果のみを目的とした脱退・再加入は、積立額の変動により貸付可能額も変動することとなり、連鎖倒産への備えが不安定となり、本来の制度利用に基づく行動ではないとして、令和6年度税制改正により、令和6年10月1日以後に解約した場合、再加入しても解約後2年を経過する日までの間に支出する共済掛金の損金算入ができなくなります。

R2～R4における加入者の内訳



R2～R4の再加入者について、脱退から再加入までの期間

